



秘密指定解除

公文書監理室



12月20日  
会

甲斐局長  
通商局長  
理財局長  
信託局長  
倉庫局長

対韓経済協力試案

昭和37年/2月/9日

経済協力局

日韓交渉妥結に伴い、韓国に対する経済協力として、以下の方針により、無償供与及び直接借款供与を行なうものとする。

1. 無償供与

金額



供与期間 10年(年間等額供与)

対象品目 わが国の生産物及び役務(但し、

資本財その他の開発資材及びこれに関連

した役務に限る)(注)

(注) 後述の有償援助と原則的な区別を設

けるため、当面の第1次5カ年計画

中、従来ICAないしAID援助( /

963年以降打切りの予定)に依存して  
いた機械単体、鉄鋼製品の輸入、社  
会福祉施設に必要な輸入資材の供与及  
び技術協力センター設置等の技術協力  
に充当することが適当と考えられる。

## 2. 直接借款

金額 [REDACTED]

供与条件 (1) 総額の半分を期間20年(内据置5年)、利率3.5%で基金、何残額を期間15年(内据置5年)、利率6%で輸債より供与する。(出来れば、輸債借款には、対印、ペ借款同様、市中銀行の参加を求めらる。)

供与期間 10年(但し、当初3年間は、年間のデリスバースメントの限度を [REDACTED] とする。)

対象プロジェクト (1) 基金借款は、一定金額(例えば、 [REDACTED]) 以上のノン、コマーシャル、プロジェクトのために使用されるものとし、かつ、妥当な範囲で現地

通貨分の融資を行なう。(韓国の前/次  
5カ年計画においては、水力発電、鉄道、  
通信計画等がこれに該当すると思われる  
が、この点については、なお詳細を検討  
が必要である。) (4) 輸銀借款は、上記以  
外のプロジェクトに使用されるものとし、  
現地通貨分融資は行をわまない。

### 3 国会の承認

無償供与、直接借款を合わせたノ本の経済協力協定を締結し、国会の承認を得た後、無償供与分は、（臨時会計を用じ）資金の支払いを行ない、基金借款は、毎年度予算により基金の増資を必要な範囲内で実施するとともに、繰越の資金平当は毎年度の財政投融資計画の一項として行なうこととする。（ローン、アグリメントは基金、暗帳が夫々別紙に韓国幣と包括的に締結する。）

### 4 第三国への波及問題

基金借款の長期低利条件に均霑を要求する第三国に対しては、本件は、韓国の長期的な対外支払能力とともに、韓国がわが国の旧領土であつて独立したという特殊事情を考慮したものであるとの點で応酬することとする。